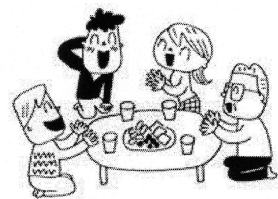


# 札幌中部民商

札幌市中央区  
南1条西14丁目  
TEL281-2808  
FAX281-2832  
ホームページ  
<http://www.tyu-min.com>  
Eメール  
info@tyu-min.com

## 全商連50回総会(福岡)に向けて

# 仲間をふやして大きな民商 つくり消費税増税ストップ



### 父が好きだった民商で 一緒に頑張りたいと入会

2月に亡くなった第1支部の桜庭さん。確定申告を含め息子さんが民商に通いながら計算や申告書作成を進めていました。

お父さんの諸手続きを一通り済ませ、落ち着いた9日に事務所を訪れ「今後の税金対策や相談のために、民商に入りたい」と入会しました。

困ったNさんは旭川民商を通じて、中部民商に相談。必要書類の準備や税務調査の10の心得等のアドバイスを受けながら入会手続きを行いました。



### 「税務調査が来た」と

### 旭川の紹介で入会

旭川民商の会員として活動していたNさん。

この度、活動場所も含めて札幌に拠点を移そうと準備を進めていた矢先に税務調査が入りました。

全商連50回定期総会が5月に福岡で開催されます。今総会は、消費税増税反対の運動を大いに広げていく中、昨年の全商連創立60周年で築き上げた商工新聞読者30万人を早期に回復を目指す情勢の下で開催されます。仲間ふやしにあなたの力をお貸しください。

## 収支内訳書と消費税の控除対象 仕入税額等の計算表について

確定申告も終わり、会員の皆さんもホッと一息ついたところですが、税務署から「収支内訳書の提出について」「消費税の控除対象仕入税額等の計算表(付表2・5)について」等の文書が送付されてきます。

収支内訳書とは、白色申告者が申告書に添付する書類で、収入や必要経費を記載し、所得金額を計算する内容のもので、所得税法で申告書に「添付しなければならない」とされています。

これは、1984年に所得税法が改悪された時に設けられた制度です。しかし民商・全商連などの反対運動により罰則のない「訓示規定」となりました。当時の衆参大蔵委員会でも「納税者に過大な負担を押し付けてはならない」という付帯決議を行っております(自主計算パンフ11Pを参照)。提出しない事で不利な取り扱いはされず、記載事項全部を記入する強制力もありません。

税務署では「収支内訳書」をもとに調査対象者を選定し、調査時の資料として使用します。

大切なのは、収支内訳書の記載・提出ではなく、自主計算・自主申告をしっかりとし、納税者の権利を身につける事です。

消費税の「控除対象仕入税額の計算表」についても罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効と回答しています。

支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合います。

## 札幌中部民商第39回定期総会 中部民商共済会第29回定期総会

下記の日程・場所で年に一回の総会を開きます。お忙しい中ですが、各支部で総会・役員会を開き代議員を選出して下さい。

日時: 4月22日(日)午後2時  
(共済会総会は午後1時)  
場所: 高教組センター(大通西12丁目)

- \* 会場に駐車場はありませんので、ご了承下さい
- \* 共済会総会にもぜひご参加を
- \* 不明な点は事務局へ連絡を



### 労働保険事務組合からのお知らせ

4月1日より雇用保険の料率が変更されています。給与から天引きする従業員の負担分も変わっていますのでご注意ください。

	平成24年4月以降		
	保険率	事業主	従業員
一般	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産 清酒製造	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

### 会費の納入 について

民商は会員の皆さんが納める会費と、商工新聞代のみで運営しています。会費納入にご協力をお願いします(事務所に届けて頂けると助かります)。